

第25回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年7月26日(水) 午後2時35分～午後3時20分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員 (農業委員)

1 番 太田香代子	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳	6 番 植木健太郎
8 番 平 光正	9 番 中野裕二	11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾
13 番 寺田健蔵	14 番 水田 勇	15 番 中村修治	16 番 金子初夫
17 番 馬場正国	会長 中川繁憲		

(農地利用最適化推進委員)

21 番 野原重光	22 番 中山秀樹	23 番 田中八郎	25 番 増田孝徳
26 番 北岡新市	27 番 内田一郎	29 番 神崎好史	30 番 中村康弘
31 番 石橋浩昭	32 番 石橋正浩	33 番 山口俊一	35 番 寺田俊秀
37 番 原田久也	38 番 岡田裕弥	39 番 浅田修弘	41 番 三宅東英
43 番 宮崎 努	44 番 山本敏晴	45 番 宮崎陽一	46 番 相良栄一郎
47 番 本田勝彦	48 番 飛永敏博		

4 欠席委員 (農業委員)

2 番 廣瀬博一	5 番 小川一英	7 番 楠田耕三	10 番 本多利任
----------	----------	----------	-----------

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	20 番 田中芳邦	24 番 本多正敬	28 番 末吉秀明
34 番 松尾和昭	36 番 末續公德	40 番 柴内成世	42 番 本多晋介

5 議事録署名委員 12 番 山崎伸吾 14 番 水田 勇

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第108号 農用地利用集積計画の決定について

議案第109号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について

・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第25回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、2番廣瀬委員、5番小川委員、7番楠田委員、10番本多委員、19番吉岡委員、20番田中委員、24番本多委員、28番末吉委員、34番松尾委員、36番末續委員、40番柴内委員、42番本多委員のほうから欠席の届出がっております。農業委員が4名と推進委員8名からの欠席の届出がっております。出席者のほうは14名で過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第25回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、昨日、長崎県を含む九州北部地方も梅雨明けと見られるという発表で、全国でも最も遅い梅雨明けになりました。本格的な夏日となって、県内の各地で熱中症アラートが発表されるなど、まだまだ当分の間は熱中症対策など健康管理にご注意をいただきたいと思っております。

本日の総会では、利用状況調査（農地パトロール）の実施について、担当者から説明をいたしますが、先ほど申し上げましたとおり、厳しい暑さの中での業務となりますので、十分暑さ対策を取っていただき、体調管理には注意されて進めていただきたいと思っております。今後のスケジュールも影響しますので、期限内の提出をよろしくお願いたします。

事務局長から、農業委員18名中、出席委員は現在14名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に12番山崎委員、14番水田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入ります。

それでは、**議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明お願いたします。

事務局（〇〇） 皆さん、どうもお疲れさまでございます。いつもお世話になっております。

それでは、私のほうから、議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、申し訳ありませんけれども、最初、郵送でお送りさせていただきました議案につきまして、差し替えをお願いいたします。本日、机の上へ上げておりましたけれども、ホチキス留めにしておりますこの議案ですけれども、こちらのほうに差し替えをお願いしたいと思います。座って説明いたします。

番号1、有家町の〇〇さんから有家町の株式会社〇〇さんへ、有家町〇〇外3筆、地目がいずれも畑、合計が7、763平米となっております。転用の目的ですけれども、牛舎、堆肥舎用地及び牛の運動場用地ということでございます。申請地を譲り受けて、牛舎、堆肥舎用地及び牛の運動場用地に転用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期は許可日、期間は永久となっております。

なお、備考にありますけれども、農振内の農用地区域となっております。ほか、地番が〇〇から書いておりますけれども、地目「宅地」、地目「山林の一部」など、併用地として使う予定がござ

います。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続は、既に完了しております。牛舎、木造平家建ての建築面積1,909平米です。堆肥舎、鉄骨造平家建ての建築面積600平米です。牛の運動場の面積につきましては、牛舎に近いほうの、上段になりますけども、こちらが3,629平米、堆肥舎の南側にある、下段のほうになりますけども、こちらが6,433平米、合計の1万62平米となっております。建物部分につきましては、現状の高さで整地し、土留め工事をして、土砂の流出を防ぎます。牛の運動場部分につきましては、現状のまま利用し、周囲に防護柵を設置いたします。雨水につきましては、建物部分については、新設される雨水ますと排水路を経由し、さらに沈砂池を経由して、牛舎のほうの近いところの沈砂池からは、道路側溝から、その道路を横断して、最終的には用水路のほうに入る形になります。もう一つの堆肥舎のほうの南側にある沈砂池からにつきましては、私設の道路兼排水路を経由して排水されるということでございます。牛の運動場部分につきましては、傾斜させて、2つの沈砂池のほうに入るようにしております。汚水等につきましては、牛舎で発生したものについては堆肥舎へ運搬し、乾燥させて堆肥といたします。生活雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月25日午後1時30分より、中川会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局4名、計9名で見てまいりました。場所は、有家雲仙線の、市役所のちょっと向こうですね、そこを四、五キロメートルぐらい上ったところに〇〇というのがあるんですけど、そこから入って、3mぐらい入ったところです。

牛舎ですけど、牛舎が今度は2棟になるんですね。それで、黄色い部分の下に沈砂池があるんですけど、雨水と汚水が来るといって、その角のほうに沈砂池があります。2.5mぐらいの、2.5m、3.5m、それぐらいの大きさではちょっと、たまるほうが早くて、ちょっと無理なんじゃないかなというふうな話になって、もう少し大きく掘ってくださいということでお願いしてきました。

そして、南のほうの横、牛舎の下、そこが人の土地ですので、もし大雨なんかがあったときにあふれたらちょっといけないということで、話をしておいてくださいというお願いをしてみました。

そして、堆肥舎のほうですが、右側ですね、そこは両方とも自分の土地ということで、今まで使用してたところが沈砂池になるところです。そこに水が入って、真ん中に流れていくような感じだそうです。ここは問題ないかなと見てまいりました。皆さんの審議、よろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと思われまして。以上です。

議長 面積がかなり大きいところでありましてけど、ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員、どうぞ。

〇〇番〇〇委員 汚水を沈砂池に入るといって、汚水は適切に処理しなければいけないんじゃないの。

議長 これは、沈砂池がそのまま、運動場の水もありますので、そこ以上、沈砂池を通して放流する

という方法なんです。汚水とか何とかが出るわけではないんですけども、運動場の水が直接流れないように沈砂池を通してやるということですけど、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ちょっと事務局から説明します。

事務局（〇〇） すみません。先ほど、〇〇委員さんのほうから隣の農地の方の同意とか、そういったお話ありましたけども、確認が取れまして、隣の農地の使用者の方からは、この今回の事業について同意をするということで連絡を受けております。

あと、沈砂池、特に牛舎の下のほうの沈砂池になりますけど、こちらについては3 m掛ける5 mの沈砂池を設置するという事なんですけど、状況がこれ以上にひどい状況になれば、面積を広げたり、あとは2基目をつくったりとか、そういったことで誘導できる対応をそのときにしていきたいということで回答をいただいております。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。ほかに質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、この案件は3, 000平米以上の転用許可申請であり、長崎県農業会議に諮問することになっておりますので、許可相当として県農業会議へ諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して国へ進達いたします。

次に、4ページです。

議案第108号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第108号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。4ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規3件、6, 807平米、再設定が5件、1万1, 807平米の合計8件の1万8, 614平米となっております。使用貸借権につきましては、今月はありませんでした。所有権移転につきましては、売買が14件、2万5, 746平米、贈与が2件の1, 468平米、合計の16件の2万7, 214平米となっております。中間管理事の（一括方式分）につきましては、新規の使用貸借権のみで4件、6, 215平米となっております。

それでは、個別の案件につきまして朗読させていただきます。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、4ページのほうをお願いいたします。

（議案第108号 賃貸借権 番号1～3新規設定、所有権 番号9～24を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問等を伺うところではありますが、5ページ、番号7については出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ありませんか。よろしいですか。

次に、番号7について審議します。

5ページ、番号7は、〇〇番〇〇推進委員が申請されている案件でありますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 番号7について、ご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは、再設定になっていますけど、この〇〇さんの経営面積ゼロとなっているのはなぜですか。再設定やったら作っているはずですよ。

議長 事務局、説明よろしいですか。お願いします。

事務局（〇〇） 事務局から説明いたします。

〇〇〇〇さんは、後継者の方に認定のほうが今回代わられまして、それまでの作付の場合、お父様の〇〇〇さんのほうから、名前が今回、認定の方が更新で代わって、その後、この〇〇〇〇さんのほうで申請されております。

そして、なぜゼロかと申しますと、実は認定農家の申請が〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんは同じ経営体で申請がっておりますけども、住基上、別居というか、お父様と一緒に住まれていないために、農家台帳につきましては、基本、住民基本台帳を基本としておりまして、原則は基本台帳の住所地で管理をしております。ただし、本人から申出、届出等あれば、当然一緒にするのですけども、本人から申し出ない限りはそのままの住所に載せていますので、その住所で農地を管理していますので、この農地台帳、うちで管理している農地台帳では経営面積ゼロでございますけども、認定農家の申請上、同じ経営体ということで判断されておりますので、この表別ではゼロでございますが、経営は一緒にされているということで確認を取っております。今回、再設定という形で、前回のお父さんに代わって、今度息子さんで認定農家に入っておりますので、そのために今回ゼロという表現させていただきました。以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員、これでよろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかにご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 番号7については、ご意見、ご質問がありませんので、〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第108号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、9ページです。

議案第109号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請 についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、資料9ページをご覧ください。

本要請につきまして、改正基盤強化促進法により、公社が解約等により中間保有されている農地について、今までは配分計画というもので同意を得て貸し借りをできていたのですが、その分

が経過措置もなく廃止になっております。その分の新たに借手が見つかった場合の手續として、農業委員会が貸し借りを設定しなさいという要請をするための議案になります。

それでは、番号1から朗読させていただきます。

申出人が南有馬町の〇〇さん、土地が西有家町〇〇、畑、741平米、ほか2筆、5,648平米を賃借権の設定で1年間。

番号2、西有家町〇〇、〇〇さん、土地が西有家町〇〇、〇〇、畑、2,630、ほか1筆の4,067平米を賃借権の設定で1年間。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

10ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

次に、11ページから13ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

14ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**についてでありますので、これもご覧ください。

次に、15ページです。

非農地証明書交付願について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、15ページのほう、お願いいたします。

非農地証明書交付願についてです。

番号1、願出人が島原市の〇〇さん、土地が深江町〇〇、ほか1筆、地目が畑で、現況、山林です。合計の2,586平米となっております。転用の目的につきましては、山林です。平成15年月日不詳から耕作しなくなり、山林化しているということでございます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月24日午後3時20分頃から、有家の〇〇委員、深江の〇〇推進委員、事務局3人で行ってまいりました。場所は、深江の国道〇〇号線の〇〇というのがありますが、ほぼその真下になります。平成15年頃から耕作をしていないということで、これらが一帯の畑だったんですけども、道路ができたせいで左右、両方に分かれてしまっております。そういう意味では、これは右側もこのような、もう中に入れないうらいの山でした。それと、左側は道がなくなって、ある程度草があったんですけども、これ所有者の〇〇さんが道路に草木なりで邪魔になったら自分で切っていたそうなんですけれども、最近はそれもできてないそうです。中のほうは、もう4、5mの雑木が何本も植わっていて、自分も農業をしていないから、農機具も何もないので、もう耕作できないということでしたので、仕方ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員の説明のとおり、問題なかったと思います。以上

です。

議長 この案件については、〇〇番〇〇推進委員が代理申請をされている案件でありますので、本委員会の申合せにより、〇〇推進委員の除斥を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 ただいまの案件について、ほかの皆さんから何かご意見、ご質問ありませんか。
（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。
〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議長 次に、16ページ、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、16ページをお願いします。

番号2、有家町の〇〇さん、土地が有家町〇〇、ほか1筆、地目が畑で、現況が宅地です。地積の合計が21.18平米です。転用の目的、宅地です。平成11年12月26日から、隣接する宅地（〇〇及び〇〇）と同一敷地として利用されております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月24日午後2時15分頃、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇小学校前の道路です。〇〇小学校というのがあるんですけど、〇〇小学校から300mぐらい入ったところです。ここは、奥に家があるんですけど、その家の敷地と真っすぐなるように交換をされたそうです。それで、そのとき登記がされていないということで、今度また上がってきたということです。ブロックと上のほうは側溝になっていて、何ら問題ないのかなと見てまいりました。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんが言われたとおり、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、番号3について、説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、17ページをお願いします。

番号3、願出人が西有家町の〇〇さん、土地が西有家町〇〇、ほか1筆、いずれも畑、現況が山林です。面積が1,291平米となります。転用の目的は、山林です。平成25年月日不詳から耕作しなくなり、山林化しているということでございます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等伺うところではありますが、本案件につきましても、〇〇番〇〇推進委員が代理申請されている案件でありますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いします。

○○番○○委員 ○○番○○です。これも、7月24日午後2時40分頃から、有家の○○委員、西有家の○○委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、その地図から分かりますように、農免道路の○○公園のほぼ真下に当たります。24日、行った日は、業者の方が作業道を造っておられたので、すぐ現場近くまで見に行くことができました。その申請地は、もう周りの山林と一体化するような本当に立派な山でした。畑も、どこにあるか、よく分からない状況で、この案件は非農地として認めざるを得ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 同行されました○○番○○委員からのご意見等ありませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。今、○○委員が言われたとおり、立派な山でした。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。○○番○○委員。

○○番○○委員 この周りの畑とかあるじゃないですか。こんなのは、どういうふうになるんですか。やっぱり申請すれば、あがる、どうにもならないのでその方がいい、そういう伝えというのはないんですか。どうですか。これ非農地にしたほうがいいですよというような案内とかというのは、まず隣が畑って書いてあったじゃないですか。これは、また別の畑でしょう。持ち主によって、やっぱり非農地証明をしないとイケないような状態になるというか、もう立派な山ということなら、山というところは、畑というたなら、ここの地主さんには通達とか何とか、どういうふうになさってるんですか。

議長 事務局、よろしいですか。お願いします。

事務局(○○) 基本は、今回、地主さんのほうが非農地証明という形を出していただければ、現地を確認してということになるんでしょうけど、それ以外では、またこの後に説明あると思いますけど、農地パトロール等で回っていただいて、赤判定をしていただいて、そしてそうした場合にこの非農地通知を出すというのがあるのかなというふうに思います。以上です。

議長 よろしいですか。

○○番○○委員 したほうがいいですよという促しは、せんのですか。あったのですか。

○○番○○委員 ああ、そういう所がいっぱい有るから、困るところがいっぱいあるやろけんなど思うけど、いつも疑問には、そのような所はどのようにされるのかと置いていたところで、まあまあそういうことで、やらすならばさすほうでもいいです。

議長 この非農地証明書を出すに当たって、日照関係で、北側の農地に関しては影になると。そのままではですね。だから、そういうのを、やっぱり非農地証明を出すに当たっては、現状の農地にそういう影響等を及ぼすことのないような管理でしてくださいということで非農地証明書を出す、何回か前にこういう意見が出ましたので、そういうふうをお願いをしているところでありませう。周辺の農地に悪影響を及ぼさないような管理で非農地証明ということでありますけど。○○番○○委員、よろしいでしょうか。

○○番○○委員 はい。

議長 ほかに質問ありませんか。○○番○○委員。

○○番○○委員 前は、20年ぐらいしたら立派な山になるということだったでしょう、非農地は。これは平成25年やけん、10年しかたつとらんのですけど、10年で立派な山になつとるんのですかね。これが25年やったら山林だったことなのです。

議長 分かりました。いろいろ地籍調査の結果、こうするような認定が出ております。事務局、よろしいですか。

事務局（〇〇） 先ほどの説明について話しますけども、実はここが平成24年の10月に国土調査の成果というのが出てまして、このときには地目、畑ということでしたよね。本来、ここに書いてあればよかったんですけども、書いてなくて、そのときの判断がそういうことになってますんで、それまではもう畑やったというふうに見んといかんとかなということなんです。一応そういうことでお願いします。すみません。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 それやったら、10年ぐらいでも、耕作しなくなって、非農地証明、それとあと山林ですね。

議長 事務局、どうですか。

事務局（〇〇） 場合にもよるんでしょうけども、特に今回のように明らかに木が植わってるというような感じになってる場合は、もう非農地かなというふうに思いますけど、管理ができるような、まだですね、できるのであれば、まだ農地として使えるんでなかろうかということなんです。管理すればということなんです。

議長 実際は25年、それ以前からだったと、これだけに竹が栄えている状態ですので、だと思います。しかも、事務手続上、そういうふうな状況になっておりましたので、こうせざるを得ないんじゃないかなという形になっておりますんで、そのところはお理解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかに何かご意見、ご質問ありませんか。

（「なし」との声）

議長 意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議長 以上をもって、議事を終了いたします。